

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年10月24日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
保土ヶ谷中学校 プール吐水バルブ破損修繕
- 2 履行場所
横浜市保土ヶ谷区釜台町3番1号
横浜市立保土ヶ谷中学校
- 3 契約日
令和7年10月3日
- 4 履行日又は履行期間
令和7年10月3日
- 5 契約金額
68,200円（税込）
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
横浜市西区久保町4番12号
三ツ矢設備工業株式会社
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
プールの吐水バルブを閉じようとした際にバルブ部分が破損し、閉栓ができない状況となった。対応の遅れが多量の水の流失につながることから、緊急契約での作業を実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由
有資格者名簿の中から対応可能な業者を選定した。
- 9 所管
横浜市立保土ヶ谷中学校